

市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（イメージ図）

平成30年4月19日
 社会保障審議会医療保険部会資料

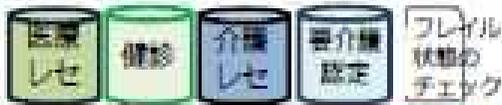
市町村が一体的に実施

④ 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

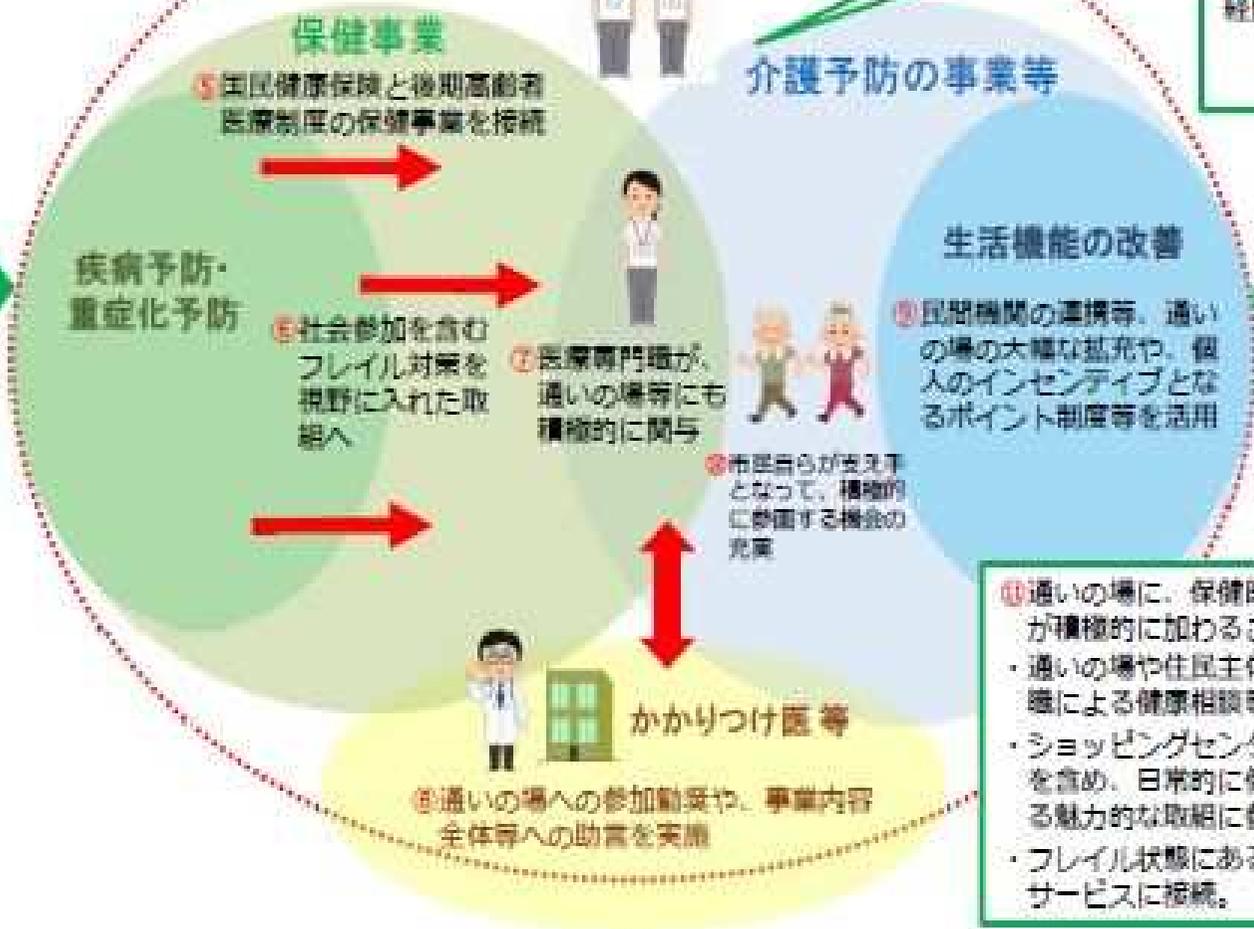
- ① 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ② 地域の健康課題を整理・分析



① 事業全体のコーディネートやデータ分析・通いの場への積極的関与等を行うため、市町村が、地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

高齢者
 ③ フレイルのおそれのある高齢者全体を支援



保健事業
 ⑤ 国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

⑥ 社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦ 医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑧ 市民自らが支え手となって、積極的に参加する機会の充実

生活機能の改善
 ② 民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

かかりつけ医等

③ 通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑩ 通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
 ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。